

外国法事務弁護士制度について

1 制度の基本

外国の弁護士となる資格を有する者が、その資格を根拠として新たに資格試験等を課されることなく、我が国において外国法に関する一定の法律事務を取り扱うことができることとする制度である。

2 外国法事務弁護士となる資格の承認及び登録手続

外国法事務弁護士となるには、法務大臣による承認を受け、かつ、日本弁護士連合会に備える外国法事務弁護士名簿に登録を受けなければならない。

